

伊達市地域創生本部設置要綱

(設置)

第1条 本市における人口急減・超高齢化の課題に対し、庁内関係部局が連携し総合的に課題解決に取り組み、地域におけるそれぞれの特色を活かした自立的で持続可能な社会の創生を推進するため、伊達市地域創生本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 人口ビジョン(仮称)及び地域創生総合戦略(仮称)の策定に関すること。
- (2) 少子高齢化対策及び地域活性化に係る総合的な施策の企画に関すること。
- (3) 少子高齢化対策及び地域活性化の推進に関すること。
- (4) その他少子高齢化対策及び地域活性化に係る重要事項に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は市長をもって充て、副本部長は副市長及び教育長をもって充てる。

3 本部員は、伊達市庁議等運営規程（平成20年伊達市訓令第23号、以下「規程」という。）第3条第2項に規定する者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を統括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、これを主宰する。

2 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の職員を会議に出席させることができる。

(幹事会)

第6条 本部に幹事会を置く。

2 幹事会は、次の者をもって組織する。

- (1) 規程第7条第2項に規定する各部局の庶務担当課長

3 幹事会に幹事長、副幹事長を置く。

4 幹事長は、市長直轄総合政策課長をもって充て、副幹事長は、総務部総務課長をもって充てる。

5 幹事会の会議は、幹事長が主宰する。

6 幹事長は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

7 幹事会にアドバイザーを置くことができる。

(幹事会の所掌事務及び報告)

第7条 幹事会は、本部長の命により、次の所掌事務にあたる。

(1) 少子高齢化対策及び地域活性化に関する施策の調査及び研究に関する
こと。

(2) 少子高齢化対策及び地域活性化に関する職員の意識高揚に関すること。

2 幹事長は、前項の規定により調査又は研究した事項について、本部長に報告しなければならない。

(専門部会)

第8条 幹事会に専門部会を置き、幹事会から指示された事項のほか、少子化高齢対策及び地域活性化に関する施策の調査及び研究等を行う。

2 各専門部会員は、幹事会を経て幹事長が指名する。

3 各専門部会に部会長及び副部会長を置く。

4 各専門部会の会議は部会長が主宰する。

5 部会長は、会議の結果を幹事会に報告しなければならない。

6 部会長は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 本部の庶務は、市長直轄総合政策課において処理する。

(その他)

第10条 この訓令に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

この訓令は、公布の日から施行する。